

午後 3時 8分開会

○委員長 皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

○委員長 早速、協議に入ります。

まず、会派からの意見書案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元に配付の資料1ページをおあけください。

今回、会派から提出されました意見書案は3件でございます。

これら3件のうち、3の4月からの消費税増税中止を求める意見書については、関係する議案が提出されておりますので、総務委員会での審査をまつこととなります。

1及び2については、関係する議案・請願が提出されておられませんので、それぞれ各会派の御意見をいただき、御協議をいただきたいと存じます。

以上です。

○委員長 それでは、1及び2について各会派の御意見をお願いします。まず、柏清風さん。

○山田 重要な提案でありますけども、意見が調いませんでした。

○委員長 ありがとうございます。公明党さん

○林 1番と2番ですが意見が調わず。趣旨はわからないことないのですが、賛成できない。

○委員長 日本共産党さんは提案者でございます。新世柏さん。

○中村 いいことなんですけどね、ちょっと意見が調いません。

○委員長 護憲市民会議さん。

○末永 もっとものことですから賛成です。どこが悪いのかわからないです、言っている皆さんのね、調わないと言っている人たちの意味がわからない。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○永野 1番が賛成で、2番は調わず。

○委員長 ありがとうございます。市民サイドさん。

○宮田 両方とも賛成です。

○委員長 未来会議柏さん。

○海老原 両方とも調わずです。

○委員長 政和会さん。

○坂巻 1番はだめです。2番は賛成。

○委員長 ありがとうございます。それでは意見が一致しませんでしたので、意見書は提出しないことといたします。

○委員長 次に、申し入れについてを議題といたします。

議長から御説明をお願いします。

○議長 きノウ、私宛てに新世柏さんの代表者から、議員活動の制約について2点の申し入れがございました。1点目の議員の発言についてでございますけれども、地方自治法第117条、第92条、第92条の2、第127条について、及び2点目の質疑並びに一般質問でのプロジェクターの使用方法については事務局より説明をいたさせます。

また、法律130号のあっせん利得処罰法、公職選挙法第178条及び第147条の2に関しては、現段では選挙管理委員会など、しかるべきところで判断していただきたいと思っておりますので、議運においては諮問いたしません。

つきましては各条文を資料7ページ、8ページに参考までに掲載しましたので、御参照ください。

○委員長 ありがとうございます。お手元の資料の7ページ、8ページに各法律の条文が出ているということでございます。申し入れをされた新世柏さん、何か補足の説明はございますでしょうか。

○中村 実はきノウ、代表からそういう話があったんですけど、法律に関係しますから、やはりきょうこの場でね別に私はすぐ出してもらわなくても……。なかなか法律の解釈難しいところもありますからね。うちのほうは、こういう形でお願いしたいと、こういうことです。

○委員長 ありがとうございます。とりあえず事務局より説明をさせたいと思っておりますけど、よろしいですか。それではお願いします。

○事務局長 資料ちょっと長いんですが、簡単に御説明をさせていただきます。申し入れの際に文書の文言にはないのですが、一部に利益誘導ではないかというような発言がみられるので、このようなお申し出をするというようなことを、議長のほうに口頭でお話しがございました。それでこの文書が出ております。まず6ページの上段なんですけど、柏市議会における利益誘導発言に関する法規と事例ということですが、米印で書きましたように、何が利益誘導かという明文規定はございませんということ、前段で申し上げさせていただきます。それでは順次、御説明をいたします。まず1点目は、議員の発言については、最大限尊重されるべきものであるが、地方自治法第117条の除斥、第92条の兼業の禁止、第92条の2就職の制限、第127条の失職及び資格決定につきまして、まず6ページに書いてございます。それで除斥、兼業禁止につきましても、簡単に申し上げれば血族の2親等に関する業務については、除斥、兼業禁止等になる。あと次項の従事する会社、いわゆる柏市と請負する会社の意思を決定する立場にある人ということですね。第92条の2でちょっと読ませていただければ、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。ということでございますので、これに該当する場合には、地方自治法第127条の括弧の中の下の方にあるんですが、もしこれに該当するというのであれば、議

会がこれを決定して、場合によっては失職をするというような地方自治法の規定になっております。従いまして、これに基づきまして利益誘導の発言は法の趣旨に沿うとですね、好ましくないというようなことで、今まで柏市議会では運用されてきたということでございます。それで、もしこういうようなことがございましたら、訴える際には、会議規則第 141 条によりまして、議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出すると。それで資格審査特別委員会が自動設置されるというような手続になっております。また第 117 条の除斥の申し合わせでございますが、柏市議会では、総括質問と書いてございますが、質疑並びに一般質問時は除斥をしないということを議運で決定しております、ただし通告内容により、対象者は適宜退席することを議運で決定しているというのが、法規と会議規則と申し合わせでございます。続きまして 7 ページでございます。7 ページは先ほど議長からございましたように、参考として条文を掲載いたしました、これはあっせん利得処罰法ですので、これはもう犯罪だということでございますので、ちょっと利益誘導がこれに直接該当するかどうかちょっともちろん議会事務局も申し上げられませんが、いわゆる国会での請託発言、人から頼まれて質問して、それでお金をもらうとか、そういうような際のあっせん利得処罰法。発言に限ればそうなります。ただし、極端に言えば、よく言われる口利きというようなものがこれで処罰されるというような内容と解釈しております。8 ページは公職選挙法ですので議員さんがもう既に御存知ですので省略させていただきます。9 ページでございます。これは具体的に過去柏市議会で除斥に、あるいは利益誘導の発言ではないかということがあった事例を、全て網羅させていただきました。お名前はもちろん出していませんですが、まず具体的に除斥した事例としましては、開発公社から用地を取得する議案ということで、開発公社の理事以上の議員を除斥しております。また請願などが出た場合、幼稚園の補助金支給等を求める請願が出た場合には、幼稚園の役員である、幼稚園の決定権のある議員さんについては除斥しております。また括弧には、幼稚園と書いてありますが、共同保育所の役員をしているということで除斥した例もあります。③は用地取得議案で親族、本人が地権者であったために除斥された事例がございます。また、柏市議会で利益誘導発言ではないかと疑問を持たれた事例の中で、まず議事進行があった事例ですが、親族が市からの工事を請け負っている議員が耐震補強に関する発言をした際に議事進行が出ました。また、福祉施設の経営者が福祉関係の発言をした際にも議事進行が出た事例がございます。次に、過去に議会事務局に、議事進行は出なかったんですが、これはおかしいんじゃないかというような問い合わせがあった事例でございます。まず⑥ですが、ふるさと協議会の役員である議員が、同協議会に関する発言をした際に、おかしいんじゃないかと。⑦町会長である議員が町会の補助金についての発言をした際に、おかしいのではないかと。⑧医師会で役員である議員が医師会との契約に基づく事業に関する発言した際に、おかしいのではないかとというような指摘もありました。⑨で本を出版した議員が自分の本に関する発言をした際に、おかしいのではないかとというようなことがございました。また、他市から問い合

わせのあった事例でございますが、製パン会社の役員が議員でいるんだけど、昔柏にもそういう方いらっしゃったけども問題になったことはありませんか。というような問い合わせがございました。これが議会事務局で把握している事例でございます。続きまして10ページになります。この事例も参考にしまして地方自治法第92条の2と地方自治法第117条の除斥が具体的にはどういう関係に議員の立場としてなるのかということを図表にしたものでございます。まず市と請負をするという際もですね、その当該会社の請負金額が、市との請負の額50%以上か以下によって兼業ができるかできないかという、これは裁判にならないと最終的には決定しないんですが、一応行政実例では50%という数字が出ております。それで50%以上超えるものについては、兼業はできませんと。したがって、もし証拠書類を提出されて、資格審査特別委員会に付されて、場合によっては議員は失職する可能性もありますというような形になります。請負金額が50%未満の場合は兼業はできるんですが、一般質問等については、もし質問すればちょっと疑義を招く可能性もございまして。それで一番下になりますが、団体を利する発言、利益誘導発言と疑問も持たれますというような形で、50%未満の場合は解釈しております。一般質問は全て疑義を招く可能性はあるんですが、議案質疑・採決のところの条例・予算議案で米印1と書いてある、一番下をちょっとごらん願いたいんですが、条例の議案と予算の議案、補正予算の議案の質疑においては、議員は除斥されないという行政実例が出ております。これはですね、例えば3月に議員の歳費が当然予算書に係りますので、もし該当するといったら全議員を除斥することになって、審議をする人がいなくなると。条例は一般的なことを決めるとか、そういうことがありまして、条例、予算、あと補正予算でも、明らかにこの人の会社経営するところに補助金が行くんだというような、特定できる補正予算でもそれは除斥されないというような行政実例が出ております。これは参考までに申し上げます。次に11ページでございます。バツ、黒三角、三角、丸と一応書いたんですけど、これちょっと議会事務局のほうで記させていただきました。要は柏市議会に過去の事例として、議員自身が業務あるいは所属する団体、これは建設業、福祉、幼稚園、医療等全部含まれるんですが、関係する質問について自分の業務、団体、施設にからむ補助金、増額してくれとか、そういうのはバツですよ。これは皆さん一致されております。また、自分が所属する団体の代表、または理事等決定権のある立場になっている場合の事業連携等について質問するのも直接的だということでバツということで、過去はされておられません。ただしそれ以下ですね、自分の業務、団体、施設を含む柏市の施策について質問する際には、この黒三角というのは、言ってみれば議事進行が出たものということですね。ですからここからちょっと判断がわかれます。例えば建設業で申し上げれば、そこは建築しかやっていないけど下水の話もしていけないのかとか、非常に言葉が難しく、今度は自分の業務、団体、施設を含む柏市の一般的な施策については、これはいいって言う人と、悪いと言う人、これはだいたい議会事務局にお問い合わせのあった事例が該当してくるということになります。また、自分の業務、団体、施設を含む一般的な施策、あるいは自分が

所属する団体、役職についていない、事業連携等については、過去にも皆さん一般的なことで質問されておりますので、ここは丸という判断を柏市議会としては皆さん共通理解を含めて持たれているのではないかと資料でございます。ですからそれぞれによって、この丸とか三角とか黒三角とかちょっと事務局が付けちゃいましたが、若干ニュアンス、捕らえ方が違うかと思えます。それと2番の町会・ふるさと協議会の中で、黒三角のところなんですが、自分が会長や役員をしている町会・ふるさと協議会を含む柏市のコミュニティ施策についてということですね、これは黒三角になってるんですが、過去の事例においてはですね、市と近隣センターの管理運営を締結するという形でやっていた時代がございまして、その際に議員さんそうしますと、50%というのは総額いくらとかじゃなくてですね、請負金額、例えば30万でもそれしかなかったら該当しちゃうんですね。そうすると50%超えますんでというお話になっちゃうんで、それをお話をしました。そうしたら、もちろん議員はやめませんので、会長のほうはやめたというような話をちょっと聞いたこともございますので、一応参考までにここに記させていただきました。それとですね、3番の工事請負・用地取得の議案なんですが、一番最後ですね、自分に決定権のないその会社の一般社員であるという場合には、一切法的な問題はないんですが、やはりその辺でそれはおかしいんじゃないかとおっしゃる方もいますんで、黒三角というような感じで今まで柏市議会としてはやってきたというのを、一応資料としてまとめさせていただきました。

以上でございます。

○委員長 今回、議運でこの資料を配ったわけですが、これはほかの議員さんにも配るということですか。

○事務局長 会派持ち帰りになれば配りたいと思います。

○委員長 とりあえずここで1回、申し入れの1と2がございまして、1について今、事務局より説明がございました。とりあえず申し入れの趣旨は確認をしてくれということでもありますので、どうぞ。

○末永 あのね、最近わかって質問しているのと、わからないで質問しているのかわからないけども、議員さんがね利害のあるところを平気で発言しているから、やっぱりこのところは議員に対して市民から見ると、大変疑惑を持った目で見ているわけだよ市民は、多くは、自分の支持者以外は。だからはっきりさせる意味でやっぱし、利害があつたりするところについては発言をしない。税金から補助金をもらって、例えば老人ホーム建てますよというようなものについては、それは慎むと。そういうのはね、利益誘導に当たるからしない。それから医師会の役員やってて、トップクラスいってて、医師会に対して補助金よこせとか、あるいはこういう事業しろとか議場で言うのは、これも慎むということを決めとかないとね。法律に違反するとかしないとかいう問題じゃないと思うんだよね。今、猪瀬さんが5,000万もらって、お友達だからもらいましたと言って、会ってる、会ってないとやっているけども、法律には何もないわけだよ。それが許せるかといったら許せないでしょ。それと同じよう

なもんだから、これやっぱり疑惑を招かないためにも、このことを全議員にね配って、こういうことに詳しい人と呼んで、議員全員協議会で勉強会をやる。そのことが必要だと思いますね。そうじゃない、最近なんかもうゆるゆるになっちゃってね、平気で発言する人いるから。これ問題が起きてからは、取り返しのつかないことになるからね。極端なこと言ったら、私をもっと元気よかったら告発するんだよ、発言させておいて。告発したってよ、白になったとしても告発することに意義があるから私なんかやるんだよ、告発を。そういうふうにならたら大変なことになるでしょ。だから、ある意味ではね、こういうものについては緊張感を持ってきちんと発言をするというふうにするをしないとだめだと思うね。利害のあるところではやっぱり慎まなきゃいけないと思います。それから、市長が手紙出しましたよね今回。あれなんかはねグレーだよ、あれは。黒じゃない白じゃない、白でもないよ。グレー。どうかすると告発されちゃたら、大騒ぎになるわね、それは。それも特定の人だけに出しているわけだよ。対立候補のところには出していないとかしてるから。それも税金で出してるわけだよ。金ももったいないとか、節約しなきゃいけないと言っておいてよ、税金で出しているわけだよ。そういうことすることが問題でしょ。問題と思わないほうがおかしいから、やっぱりそれにもきちんと慎んで法律に基づいて、グレーと思われるようなことはしないということを確認にしないといけないと思うね。全国各地では議員の倫理条例があるの、どこも。こういうこと全部書いてありますよ、議員の倫理条例の中では、条例が作られて。本当はほとんどできない、市町村では。だけど柏市はそういうのがないから平気でなんかやっている。だからそういうことがないように倫理条例作るか、あるいはこういうことについては、申し合わせでね、疑わしいようなことはしないということを決めていただきたいね。

○委員長 ほかございますか。どうぞ。

○平野 市長の就任挨拶状ですけれど、公文書であると。就任挨拶だと言うんですけど、私どもに来なかったのは秘書広報課のミスですというわけですね。ミスであれば時間がだいぶ経ちましたけれど、届くはずなんですけどね、届きませんいまだに。別に欲しいわけではないですけど。やっぱりそういう目的があつてのことだったというふうに、私たち思いますから、ぜひやめていただきたい。

○委員長 その点については今議長のほうから諮問されていないことですが、副市長いらっしゃいますので、お伝えください。ほかいかがですか。

○末永 勉強会やりましょうよちゃんと。

○中村 もしね、ここではっきりしなかったらね、やっぱり議員全員協議会とか開いて勉強会やるとかね、やっぱり市政全般の質問は数限りないほどあるわけですから、自分の疑われそうな、あやふやな問題はやんなくてもね、ほかの会派の人にやってもらおうとかさ、いろんな方法とかあると思うんでね、やっぱりそうしたほうがいいと思いますよ。

○山田 もう全会派議運に参加してますし、議員たるものは常識で法律あるの知っているわけで、あとは良識をどういうふうにするかということ、今提案

を、これ議長が提案で、一回持ち帰って喚起をしながらもう一回緊張感で再度、うちのほうだったたくさん人数いますし、みんなわかってることですけども再確認して、喚起を仰ぐということで進みたいところですので、持ち帰って協議したいと思いません。

○委員長 次回の議運が最終日の 11 時からございますので、今はとりあえず繰り返しになりますけど、新世柏さんから一たんこの件をちゃんと全議員に確認してくれという申し出ございますので、その点は今いろいろ御意見がありましたし、また事務局のほうからも、持ち帰りになりましたので、各会派に人数分配するということがよろしいですか。もうそろそろ確認をしていただくということと、あと追加的に何かという場合がございましたら、これ以外に御提言がありましたら、その件につきましては各会派の御意見お伺いするということで、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ではそんな形で、次回、追加的なものを御協議いただきたいということでございます。

次に 2 点目でございますが、質疑並びに一般質問の際のプロジェクターの利用方法とか使用方法ということで、申し入れがございましたので、事務局より説明をお願いします。

○事務局長 お手元に配付の資料 12 ページをごらんください。

議場スクリーンへの資料掲示につきましては、平成 22 年 9 月 16 日及び 11 月 11 日の議運において、質問・答弁時の使用方法について御協議いただき、資料にあります先例 549 抜粋のように決定しております。（3）質問・答弁時の使用方法のうちにおきまして、「選挙活動との誤解を防止するため、議員自身が写っている写真は掲示できない」と議運で決定されています。それできのうの申し入れの中にあつた市長の写真の掲示を議長が不許可とした関係があるんですが、これにつきましては、過去に請願説明会を本会議場で行った際、請願者がその写真を選挙活動で使用した事例が、皆さん、前からの議員さんは御存じだとは思いますが事例がありました。その際、旧政和会さんのほうから強い抗議が議長のほうにございまして、議員だけ縛って、ほかの人は選挙活動というものに使っていないのか、というような話がありましたので、それはやはりおかしいだろうということで、歴代の議長さんにもその旨お話しをしまして、議員自身でなくても、選挙に立候補される予定の者につきましては、議場で顔写真の掲載は不許可にしようということで、1 回ごと議長さんにどうしますかという判断を仰いでおりますが、今までも議長の判断で不許可としてきたということで、きのうの件につきましても、不許可と議長のほうで判断をしたということでございます。また、資料の枚数制限等につきましても、当時議運で協議したときに、議会は言論の場であり、一般質問の資料掲示はあくまでも発言を補完するものとしての位置づけであることから、プレゼンテーションになってはいけないというようなやりとりがございまして、プレゼンテーションや資料中心の発言とならないよう、最大 10 枚まででお願いしたいということで、議会運営委員会で申し合わせたという経過でございます。

以上でございます。

○中村 ちょっと補足させてもらっていいですか。

○委員長 どうぞ。

○中村 実はですね、問題が出たのは顔写真の関係ですけどね、今言ったように、前に請願者の顔が出て選挙活動に使ったとか、自分の顔を出して使ったとかね、そういう問題じゃなくて、今回の質問の中で市長の政治姿勢があったわけですよ。この政治姿勢をやるときに、柏市の選管が出した選挙公報ですね。これ、ですからそこを誰も切らないで出してどうなんだという、そういう問題で始まったもんなんです。だからそれを選挙活動に使うこともできないしね、そういうことで、そこまで制限する必要はないんじゃないかと、こういうことなんです。それからもう1つは枚数の問題ですね。この枚数がね10枚—10枚で私はいいいと思うんですけども、ただ今回も10枚はなかったんですよ。ないけども10枚以内にしてくださいなんて来て言ったものだから、これと一緒に、だからそんなの10枚でなくてもいいんじゃないのかと、こういう問題だったんですよ。だから私考えるに60分ですから、これを15枚も20枚もあそこに出してやっている人いないと思うんですよ。だから、そういう意味で言ったんじゃないけど、一応10枚なんて規定なくてもね、ほとんどの人がそんなに出さないでしょう。これだけ出したら質問になりませんからね。そういうあれ2つがあったんでねやったわけです。写真はあくまでも市長の、選管で出した選挙公報ですから。そこには載ってもそれは後で市長の選挙運動には関係ないと思いますんでね、そのくらいは出したやつだからいいんじゃないかと、こういう判断です。そういうことです。

○委員長 ありがとうございます。先ほど事務局から説明していただいたとおりで、プロジェクターを設置する際にいろいろ議論があって、やはりさっきありましたように言論の場ですので、あまりプレゼンみたいになるのはよろしくないという話があって、後は具体的に言うと、市長さんも随分プレゼンみたいなことをされたことがあって、それをどうだっという意見があったりしてですね、今までにそんな話がある中で、申し合わせの中で10枚くらいでいいでしょうというお話で決まって、申し合わせになっているという現状だと思います。

○末永 ちょっといいですか。私いつも疑問に思っているんだけど、議員が議長の許可をもらうため事前に出さなきゃいけませんよね。何でそういうことするのか、検閲するのか。議長にする必要ないじゃん、そんなこと。なぜ私それ言うかということ、事務局から執行部へみんな流れるじゃない。してないって言ったってしてるんだから。だからね、10枚で足りないと思うよ。例えばね1案件工事の、きょう沼南の埋め立てやっていたけども、あれ四、五枚やってたよね。1つの質問に四、五枚使って、もう1つの案で四、五枚使っちゃったらそれはね、1枚2枚じゃわからないからばちばちこう縦、横、三角、斜めと撮らなくちゃいけないよね、出すよね。だから僕はこれを枚数じゃなくて時間で決めればいいと思うんだよ、枚数じゃなくて。少なくとも10枚じゃね1つの案件だけしか質問できなくなるからこれはもうちょっとふやしてもいいんじゃないかと思うね。それから事前に検閲してんのおかしいと思う、議長に出さ

なきや。やるよって言っただけじゃだめでしょ。どれ出すんですか、それを事前に何日前に提出しなかったらできないって言うんでしょ。そんなことする必要ないじゃん、そんなことは。だからそこだけは撤廃してほしい。事前に議長に出すのは、それは。そんな検閲してよその資料は認めないって言うのおかしいでしょうよ。それこそ言論自由なのにさ、そんなのさ。何しゃべるんですか、何の資料ですか、それを議長は検閲して、それはだめです、いいですとか言うんでしょ。何回も俺消されたけどね、会社の名前がこうだと、ああだとかどうとか。そんなのどうってことないじゃない、一般に公開されているやつをさ、そんなのは。議員が発言したのは議員が責任持つんだから。それで肖像権だとかあるいはそこで何か虚偽あったと言うなら責任取るんだよ議員が。それをこの会社の名前消してくださいとかなんとかって散々やられているけどもね。何の意味もわからないもの出すようになるじゃない、そんなもの。そのことによってなんか議員がおかしくなるとかいうんだったらそれは議員の責任でしょうよ。

○山田 このことについては、この議会の運営の改革のこととか、議場の使い方のときに、案にそれを予測したんだけど、やっぱり出てきたねということになりましたよね。そういう恐れがあっても良識でやろうよって言ってたけども、選挙に使った人も出たきたと。そういうことで思考的にやってたことだから、今そういう状態がわかったから、1回持ち帰ってみて、またそういうことも、うちのほうでもよく話し合ってみますよ。

○末永 うちのほうじゃなくてね、見直しをしなきゃだめ。それでね議会がね、議員がやることに対して検閲するのはおかしいでしょうよそんなの、検閲してんの。俺これ決めたときいなかったからわかんないけどもこれね。出てないからわかんないけども、俺ねこれ悪いけど議長がどれだけ権限あるか知らんけどもね、発言のそれをね出したやつを、これだめですって事務局来て言うんだぞ。そんなのおかしいべよ、そんなの。事務局に権限あるんじゃないからそんなのは。議員に責任があるんだから、議員が出した資料はすんなり出せばいいんだ、そんなのは。犯罪になったり、それはそのことで法的に触れるならその議員が責任を取ればいいんですよ。

○山田 だから当時はそういうことの恐れもあったけれども、どこでやろうかというときに、議長が見ましようということになったから、1回これ持ち帰ってみて、議論した上で。

○委員長 これ先例・申し合わせ事項がありますので、もし御意見あったことを変えるのであれば、先例・申し合わせ変えなくちゃならないということになる。いずれにしても、会派の御意見を聞いてという形になりますので。

○末永 文書でちゃんと議運に提出されているんだから、これは問題あるからね見直しのためのね、3月議会からはやめようとかしてもいいんじゃないのかね。

○委員長 いずれにしても、見直しをするのであれば、各会派の御意見が調った中での、柏市議会の先例・申し合わせということでございますので。今回も先ほどの1と一緒に、各会派持ち帰っていただいて、各会派の御意見をお伺いして、それで

まとまるようであればということである。

末永 ちょっと待って。まとまるとかまとまらないの問題じゃなくってね、議員が発言するに当たって資料を提出しました。それを事務局が検閲してね議長がいいとか悪いとか言っている、それはおかしいでしょって言うんだよ。だからそんなのはだめですよ。事務局はみんな執行部とつながっちゃってるんだもん、悪いけど。みんな言うじゃないかそんな、ああだこうだと。だから議員が申請したものについてはそれはそれでね認めればいいじゃないそれで。認めるか認めないかそれを議論することじゃないでしょうよ。今検閲してんだよ。

山田 だからそういうのは、当時と違うような状態もでてきたねということがわかったから、1回会派で周知したいと思いますよ。

中村 それとね、先例というのはね、あくまでもそのときに合わなくなってくればやっぱり直していくもんだからね、その辺もよく考えてやってもらわないと思うんですね。

平野 もう1つ、今回の市長の写真については、選挙活動との誤解を防止するためじゃなくて肖像権のことを言ってませんでした。

末永 肖像権に値しないよ、公報でも出しているやつをよ。そんなもの誰がこれ、弁護士が言ったのかよ、こういうことをよ。事務局が言うんだよ。（「言っていないです。事務局は言っていないです」と呼ぶ者あり）誰が言うんだよ。

平野 それで、誤解だとあれだけど、最近この肖像権ということで制限をしようとする傾向があるんですよ。写真にしても前議会で私、火事のこと取り上げたんだけど、火事現場の写真をといたら、この火を出しているところの人の許可もらいましたかというんですね。あるいは、きょうも埋立地のありましたけども、ここの地権者の許可もらいましたかというんですね。一般に例えば人の目に触れる所にあるものについては、それは肖像権と言わないと思うんですね。言葉の、個人の肖像権侵害に当たるものというの厳密にね考える必要があると。議論したときにどこまでそのところ議論したかわからんけども。

末永 あのね、今、平野委員が言っているけどね、事務局が偉くて誰が検閲しているのか知らんけどね、事務局が偉くて議長が偉いのか知らんけども、その人の発言するのは責任もってやっているんだからそれは認めればいいんですよそんなのは。その人が自己責任取るんだよ。それをね事務局がこれだめです、あれだめですって言うわけだよ。何の権限で言ってるの事務局は。そんな事務局は変えなさいよ、事務局なんかはそんなの。申し訳ないけど検閲してんだから。検閲って言うんだよそういうことを。これだめです、あれだめですって言うのを。何の法律に基づいて言っているのかわからんけども。そんなことじゃなくてやっぱりフリーできちっと議論できて、そしてなおかつ追求していく、あるいは正していくそのことが議会でしょうよ、チェック機関でしょうよ。それがなければ何か変などっかのグラフとか出して議論するだけの討論になっちゃうんだよ。やっぱり厳しく追求したり、あるいは施策を出したりするのが議会なんだから。それを事務局が1番偉そうに何か、あれだめです、これだ

めですって、それを議長が検閲して許可しないって言ってんでしょ。それはおかしいでしょうよ。どれだけ偉いか知らんけども。議員が責任取ればいいんだから。出しますと、そのときね事務局がこういう問題がありますからそこは自己責任になりますよって言うんならいいよ。そして議員がやめるんだったらいいよ別に、こういうふうになりますからと。それは教えてあげればいいじゃない。だけどだめですって言うんだよ。消せって言って。俺も散々消されてきたよこの間。消す必要がない、公開してるものをよ。何の権限で言ってんだよ、弁護士が言ってんのかよ。裁判所が言ってるわけでも何でもないんだよ。

○委員長 ありがとうございます。いずれにしましても、今いろいろ御意見が出ましたので、そこら辺は各会派のほうで今の御意見を踏まえて御協議いただいて、次回の議運まで持ち帰りということで、次回の議運の際に各会派の御意見をお伺いするという形で進めたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 次回は12月19日木曜日、最終日の午前11時から開く予定でございます。以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 3時45分閉会